

## 【資料 1】

### 社会課題型商品開発支援業務委託企画提案競技実施要領

社会課題型商品開発支援業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「社会課題型商品開発支援業務」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めたものです。

#### 1 業務内容

- (1) 業務名 社会課題型商品開発支援業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料 2】社会課題型商品開発支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (4) 委託額の上限 2, 263, 492 円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 事務局

秋田県 産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号（秋田県庁第二庁舎 3 階）

電話 018-860-2247 FAX 018-860-3887

E-Mail shinsan@pref.akita.lg.jp

#### 3 実施スケジュール

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始  | 令和 8 年 4 月 15 日（水）         |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付   | 令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 5 時まで |
| (3) 上記質問に対する回答の提示    | 令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで |
| (4) 参加資格確認申請書の受付     | 令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知      | 令和 8 年 4 月 23 日（木）         |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書の受付         | 令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで  |
| (8) プレゼンテーション審査      | 令和 8 年 5 月 12 日（火）         |
| (9) 企画提案書審査結果の通知     | 令和 8 年 5 月 13 日（水）         |
| (10) 契約前協議           | 令和 8 年 5 月下旬               |
| (11) 契約締結予定          | 令和 8 年 5 月下旬               |

#### 4 企画提案競技

- (1) 応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」及び「産業労働部新産業創造課（新産業創造課からのお知らせ）」に掲載します。

## (2) 掲載書類

- ①【資料1】実施要領（本書）
- ②【資料2】仕様書
- ③【様式1】実施要領等に関する質問票
- ④【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ⑤【様式3】会社概要
- ⑥【様式4】企画提案競技参加辞退届
- ⑦【様式5】企画提案書

## 5 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 【様式1】実施要領等に関する質問票により、2の事務局あてに電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」及び「産業労働部新産業創造課（新産業創造課からのお知らせ）」に掲載します。

## 6 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立をしている者、若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立をしている者、若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受託業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体ではないこと。

## 7 参加資格の確認

- (1) 企画提案競技への参加希望者は、次の書類を2の事務局に電子メールにより提出してください。
  - ① 提出書類

ア 【様式 2】 企画提案競技参加資格確認申請書

イ 【様式 3】 会社概要（本様式に記載している添付書類を含む。）

② 提出期限 令和 8 年 4 月 2 2 日（水）午後 5 時まで

③ 確認結果 令和 8 年 4 月 2 3 日（木）に電子メールで通知

④ 留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。

イ 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。

ウ 提出書類は、提出期限までに 2 の事務局メールアドレス宛てに P D F 形式で提出してください。

(2) 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式 4】 企画提案競技参加辞退届を 2 の事務局に提出してください。

(3) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対して書面（様式任意）で、その理由の説明を求めることができます。

① 提出期限 令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時まで

② 提出場所 2 の事務局

③ 提出方法 電子メールにより提出してください。

④ 説明方法 上記書面を受理した時から 7 日以内に、県は説明を求めた者に対し、その理由書を電子メールにより送付します。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次により企画提案書等を電子メールにより、P D F 形式で 2 の事務局に提出してください。

(1) 提出書類及び部数

① 【様式 5】 企画提案書

サイズは A 4 判横向きとしてください。

また、様式中の項目を網羅した提案書としてください。

② 見積書（別紙を含む。）

企画提案書の事業を実施するための見積書に、別紙として積算根拠を明らかにした見積内訳を添付の上、提出してください。

なお、見積額が「1（4）委託額の上限」を上回った場合は、審査の対象としません。

③ 「賃金水準の向上」に関する書類 ※該当者のみ

【資料 3 別紙】 企画提案競技評価票のうち「配点表 1（賃金水準の向上）」に該当する場合は、次表にある〈提出書類〉ア～エのいずれかの書類を提出してください。

区分	提出書類	
	税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（※直近の令和7年及び前年の令和6年）	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

④ 「女性の活躍推進」に関する書類 1部 ※該当者のみ

【資料3別紙】企画提案競技評価票のうち、「配点表2（女性の活躍推進）」に該当する場合は、次の書類を提出してください。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真可）

(2) 提出期限 令和8年5月1日（金）午後5時まで

(3) 留意事項

- ① 提出時に、メールの件名を「社会課題型商品開発支援業務委託企画提案書提出」としてください。
- ② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ③ 提出できる企画提案書は、1参加者1提案とします。
- ④ 2の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えたり撤回したりすることはできません。

## 9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を次により開催します。なお、審査はプレゼンテーション審査とし、優れていると認められた順に順位を付け、委託候補者を選定します。

① 日 時 令和8年5月12日（火）午後2時30分から（予定）

② 開催方式 オンライン（会議ソフトの種類及び設定等は、参加者に後日お知らせします。）

③ 方 法

提出された企画提案書により、企画提案者毎にプレゼンテーションを実施します。

ア 説明時間 10分

イ 質疑 10分

(2) 結果の通知

審査の結果は、令和8年5月13日（水）までに、企画提案競技参加者に電子メールで通知します。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記9により選定された委託候補者の第1順位者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で単独随意契約を締結します。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書の一部として取り扱います。契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容及び仕様書の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合があります。その場合は、委託額の上限以内で委託契約額を協議により別途決定します。

(3) 企画提案競技及び契約の不成立等

上記9により選定された委託候補者の第1順位者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、委託候補者の第2順位者と契約の交渉を行います。

また、契約後に参加資格要件を欠くことが判明した場合には、県は契約を解除することができるものとします。

(4) 再公募

委託候補者の第1順位者及び第2順位者との契約締結に至らなかった場合は、再度、企画提案競技を実施することがあります。

(5) 契約保証金

① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に基づき、契約額の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付する必要があります。

ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除します。

- ② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付します。

## 11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。
- (2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

## 12 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果、生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案に要する費用は、企画提案競技参加者の負担とします。